

中野区教育委員会会議録

平成29年第9回定例会

平成29年3月10日

中野区教育委員会

平成29年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年3月10日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時38分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 永見 英光

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 宇田川 直子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

9人

○議題

1 議決事件

- (1) 第11号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) いずみ教室の廃止について
- (2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

3 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告

- ① 3月4日 平成28年度中野区教育委員会表彰式
- ② 3月8日 平成28年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式

- (2) 事務局報告

- ① 中野区教育大綱の策定について（子ども教育経営担当）
- ② 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について（子ども教育経営担当）
- ③ 中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について（子ども教育施設担当）
- ④ 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日はタブレット端末を使用した会議の試行を行います。

また、本日の報告事項の1番目「中野区教育大綱の策定について」及び3番目「中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について」の資料につきましては、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第11号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

それでは「中野区立学校設備使用規則の一部の改正」についてご説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、区立小学校の統合による学校設備の廃止等に伴いまして、ボランティア活動を行う団体として登録を受けた団体における当該学校設備の目的外使用料の免除について、段階的に廃止するものでございます。

改正の内容といたしましては、段階的に変更していくことですが、まず、(1)学校設備の変更で、若宮小学校について今年度末において廃止するものでございます。それに当たりまして、4月1日から美鳩小学校のプレイルーム、こちらは現在の若宮小学校の視聴覚室でございますけれども、プレイルームという形で追加するものでございます。

続きまして、(2)使用料の免除を廃止する学校設備及び年月日でございます。先ほど申し上げました若宮小学校につきましては、本年3月31日で廃止でございます。桃園小学校につきましては平成30年3月31日、江原小学校につきましては平成31年3月31日、美鳩小学校につきましては平成32年3月31日で、南中野中学校につきましても小学校に合わ

せて平成32年3月31日をもって廃止と考えてございます。

新旧対照表をごらんいただければと思います。今、ご説明申し上げましたとおり段階的に廃止していくことをごさいますして、まず第一段階といたしまして、現行の若宮小学校の施設を美鳩小学校のプレイルームで改正するのが一番最初の第1条関係の資料でございます。

続いて、第2条関係で桃園小学校に關しまして平成30年末をもって廃止し、第3条関係におきまして、江原小学校のキッズ・プラザの開設に伴うものでございますが、平成31年3月31日をもって廃止します。最後に、第4条関係で美鳩小学校のプレイルームと南中野中学校につきまして、平成32年3月31日をもって廃止するといった内容でございます。

ご説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

設備の統合・廃止によって免除がだんだん廃止されるということですが、今まで免除されていて実際にこの制度が廃止された後に費用を払わなくてはいけなくなる団体も幾つかあるのですか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

現在登録している団体の多くがスポーツ活動をされている団体でございまして、スポーツ活動をされている団体につきましては、別の規定で使用料を当分の間免除という形になっておりますので、そちらにつきましては手続は少し変わりますが、引き続き免除の取扱いとなっております。

それ以外の文化的な活動をされている団体が幾つかございますけれども、今後は基本的には同じ活動を続けられるようであれば、使用料をお支払いいただく形でございます。また別途、例えば地域の支え合いに貢献する活動であったり、課題の解決、子育て支援に貢献する内容といった別の免除の規定がございますので、活動内容によりましてはそういった免除に該当する可能性も出てくるのかなと考えております。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

そうすると、これを廃止したことによって区民活動に大きな影響が出ることはないかと考

えてよろしいのですか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

大きな影響はないと考えてございます。今回の規定そのものが、平成23年に地域生涯学習館を廃止したことに伴いまして暫定的に取り扱いを定めていた規定でございますので、統合等に伴って廃止していくという内容でございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

今の説明の中で、文化的な活動の団体に関しては料金が発生するケースもあり得るということですが、借り方とか時間とかにもよるのですけれども、大体どれぐらいの料金が発生すると考えたらよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

料金は現在計算しているところですが、枠として2時間半と3時間の枠があるのですけれども、2時間半ですとおおむね1,000円程度、3時間ですと1,200円程度と試算しているところでございます。

小林委員

参考までに、文化的な団体というと例えばどんなものがあるのでしょうか。差しさわりのない程度で、概要で結構です。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

例えば茶道に関する団体であったりとか、写真とか劇団とか、そういった文化的な活動をされている団体がいらっしゃいます。

小林委員

そうすると、かなりの人数で使うケースが多いということですね。わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

この件につきましては地域で説明会もしていただいたと思うのですが、その様子はいかがでしたか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

説明会を実施いたしまして、現在利用している団体に声かけして説明を実施いたしました。そのときに趣旨について説明をさせていただきまして、例えばスケジュールの具体的

なところであったりとか、先ほど委員からもご質問のあった今後の料金の話であったりとか、そういった部分のご質問はございましたが、この方向自体に反対するご意見はございませんでした。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 11 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

次に、協議事項に移ります。

協議事項の 1 番目、「いずみ教室の廃止について」及び 2 番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」につきましては、関連する案件となりますので一括して協議を行います。

初めに、事務局から「いずみ教室の廃止について」の説明をお願いします。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

では、お手元の資料に沿って「いずみ教室の廃止」についてご説明させていただきます。

まず経過でございます。このいずみ教室は、中野区愛育会で 9 年ほど活動があったと聞いておりますけれども、こういった活動を経て昭和 47 年に中野区立第四中学校を会場として知的障害のある青年を対象とした「中野いずみ青年教室」として始まった事業でございます。

学級生の増加ですとか、学級生の年齢の幅の広がりに対応するため、平成元年、名称を「いずみ教室」に変更して区立第四中学校に加えて都立中野特別支援学校を会場として二つの教室で活動を行ってまいりました。

現在は、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき、健康福祉部生涯学習担当が所管し、知的障害者を対象とする社会教育事業として地域社会の一員として働き、生活できるように、さらに仲間づくりですとか生活技術の向上、それから

余暇活動の充実といったことを目的として、障害者の教育に熱意のあるスタッフの皆さんが運営する主体となって実施しているところでございます。

しかしこの間、障害者の総合支援法ですとか障害者の差別解消法が制定されまじたり、学校教育の中では特別支援教育の推進などがございました。こういったものを踏まえて、障害者を取り巻く社会状況ですとか社会環境が大きく変化してきました。いずみ教室に参加される参加者の方とか保護者の方の状況も大きく変化してきております。

こうした状況を踏まえて、平成 27 年度から区の事業改善の項目の一つとして、改善策等について関係者の皆さんですとか関係団体の皆さんのご意見も伺いながら検討を進めてきたところでございます。このいずみ教室も状況ですとか環境の変化、それから様々なニーズへの対応が求められているところでございますけれども、そのための専門的な支援とか指導の方法など、新しい展開を図ることが難しい状況にあるということで、今般、平成 29 年度予算案の中で廃止する事業とさせていただいたものでございます。

廃止の時期としましては、平成 29 年 3 月 31 日でございます。これに伴いまして関連規則の改正等で、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正がございまして。

参考としまして、いずみ教室の現状を記してございます。現在、第 1 いずみ教室、57 人、第 2 いずみ教室、43 人。そしてスタッフは第 1 いずみ教室が 32 人、第 2 いずみ教室が 16 人で、クラブ活動・調理実習・宿泊活動などを行ってきたところでございます。

このいずみ教室を廃止し、区として新たな知的障害者等の生涯学習事業で、平成 29 年度新規事業を予算案として提案させていただいております。こちらにつきましても参考でご説明させていただきます。別紙の資料となります。

新規の生涯学習事業(案)の概要でございますけれども、こちらの事業につきましては、知的障害者等を対象とした生涯学習ということで愛の手帳を持っていることは要件とせず、発達に障害のある方等の参加も想定した事業で実施を考えているところでございます。

概要の 2 番目「事業の基本的な考え方」でございます。知的障害者等が生涯学習活動を通して生きがいがづくりや自己実現の機会を持って社会参加し、仲間と共に地域で生き生き暮らしていけるよう支援することで、主にこちらに掲げました 3 点を重視して実施すると考えております。一人一人の個性や興味を引き出す支援、それから創作活動・表現活動・健康づくり活動を通した生きがいがづくり、自己実現、仲間づくりの支援。3 番目として、さらに生きがいがづくりや自己実現の活動を社会参加につなげる支援という三つを重視して

実施していくことを考えております。

対象者につきましては、知的障害者等で18歳以上の区内在住・在勤者で、自ら会場に通える方としております。自ら会場に通うことにつきましては、移動支援サービスですとか保護者の方の送迎も含んでおります。また、このプログラムに適用ができて、全部で年間15回を予定しておりますけれども、全て参加できることを条件として対象者とするを考えております。

実施方法につきましては、こういった事業の経験ですとか実績ですとか、それから専門的なスキルを持った事業者に委託することで実施を予定しております。

この事業の内容につきまして、5番目、概略を説明させていただきます。

スタート時期を6月として準備を進めているところでございますけれども、年間で15回、クラブ活動を行うということでございます。会場につきましては中野の生涯学習、それから文化芸術活動の拠点となります、なかのZEROの本館・西館を使うことを想定しております。

裏面をごらんください。主な活動を表にしてございます。創作活動コースでアートクラブ、陶芸クラブ。それから表現活動コースとしてダンスクラブ、音楽クラブ。それから健康づくり活動コースとして健康づくりクラブというクラブ活動を設定してご参加いただきながら、それぞれのクラブ活動を通して表現方法とか創作方法の基本的なスキル等も学びながら、自己実現・生きがいがづくり・ご自身で得意なことを発見していただくことを狙いとしているところでございます。

支援体制はこちらに記しましたけれども、専門的な知識等を持ったコーディネーターを各コースに配置し、それから各クラブの講師・サブ講師につきましては、内容について指導・支援ができる方を各クラブに講師1名、サブ講師1名配置することを想定しています。そしてさらに、各クラブには講師・サブ講師の支援のもとで活動するに当たって必要なサポートをすることで、4名のサポーターを配置することを想定しております。

現在、この事業につきましては企画・提案・公募型の事業所選定を行うことで、今、選定の最中でございます。今後、募集の時期ですとか詳細が決まりましたら、区報ですとか「ないせす」ですとかそういったもので周知をするとともに、ちらし等を各施設等にお配りしながらご案内して募集をかけていくことを考えているところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

田辺教育長

続きまして、事務局から「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」をお願いします。別の資料になります。3番目の資料になります。

副参事(子ども教育経営担当)

「教育長の臨時代理による事務処理の指示」につきまして、資料に基づきご説明申し上げます。

ただいま、担当の副参事から報告がございました、いずみ教室事業の廃止に伴う事務処理につきまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則に基づきまして、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

内容でございますが、記以下の1番をごらんいただきたいと存じます。「いずみ教室事業の廃止の決定」また、これに伴います「補助執行の解除の決定」また、これに伴います「補助執行に関する規則の一部改正」という内容でございます。

指示する理由でございますが、2に記載のとおりでございます。今般、区議会におきましては予算案を審議中でございますが、予算案の可決後、速やかに事務処理を行うに当たりまして、教育長の臨時代理による事務処理をあらかじめ指示する必要があるものでございます。

今後のスケジュールは、3番に記載のとおりでございます。10日以降、ただいま申し上げました事務処理を行いまして、この結果につきましては4月7日の教育委員会定例会におきまして、事務処理の報告をする予定でございます。

なお、裏面でございますが、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の新旧対照表で内容を記載しているものでございます。第1条の第4号、右側が現行で左側が改正案でございます。いずみ教室のほか、現在、区長部局において図書館を除きます社会教育に関する事務の補助執行をしていることから、規則全体の文言整理をさせていただくことで考えているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいま「いずみ教室」の事業の経過と廃止の理由についての説明のほか併せて生涯学習事業の展開についてもお話をさせていただきました。これらも含めて協議をしたいと思います。

各委員からご質問、ご意見等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

いずみ教室が新しい形でまた進んでいくのはいいことだと思うのですが、今現在、いずみ教室に通っていらっしゃる方が約 100 人ですか。長い間通っていらっしゃるということは、多分生活の中で大きな位置付けができているのだらうと思うのです。この方々は今度の新しい事業へ希望すればスムーズに移行できるような態勢なのでしょう。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

現在、いずみ教室に参加されている方には、新しい事業について既にご案内等もさせていただいております。参加者それから保護者の方の選択によるとは思いますが、新しい事業では参加いただける条件は整っていると考えています。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

そのところは、もし希望されればぜひスムーズに移行できるように配慮して差し上げられたらいいなと思います。

それと、今まで区の南北それぞれ 1 カ所ずつで開催していたのが、今度は ZERO ホールの西館という、位置的には中央部になると思いますけれども、知的障害の方はやはり移動にかなり困難を伴う方もいらっしゃるのかなと思うのです。そういう方たちは今回 1 カ所に集約されることで何か不便なことが生じることはあまりないのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

新しい事業につきましては、中野区の区民の皆さんの生涯学習の拠点で知的障害者の方が活動してくださるという、そこが大きなもくろみで会場を ZERO ホールと決めさせていただきました。これまでのいずみ教室ですとお 1 人で通えた方も、多分何回か練習が必要になったりとか、場合によっては移動支援ですとか親御さんの送迎が必要になる場合があるかと思っています。

田中委員

内容が新しい事業になってよくなるわけですから、移動的な部分への配慮もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

現在のいずみ教室の状況の中で、スタッフそれからボランティアを含めてかなりの人数

がここに示されているのですけれども、このスタッフというのはどういう方々か、ちょっと教えていただきたい。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

昭和 47 年当初は、第四中学校の先生方ですとか区内の特別支援学校の先生方がかなりスタッフの中に入って支援をしていってくださったところです。現在は教員の方は 3 名程度で、あの方々は知的障害者の方の支援にご関心があったり経験があったり、いずみ教室だけではなくて生活の中でほかの障害者の方の活動に取り組んでいるボランティアの方たちになります。

小林委員

そうするとその指導する専門のスタッフは、例えば予算化して配置しているとかそういうことではないわけですか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

スタッフの中に、それぞれ第 1 いずみ教室、第 2 いずみ教室に主任という方は配置しています。この方は経験ですとか豊かな方で、それぞれの教室を取りまとめていただいています。

小林委員

そうすると、今後新しい事業に関しては事業委託をするということですが、例えば他の地域とか、そういうところでの実績だとか、もし状況を調べていたら。大体で結構ですので、例えばこれに類するようなことをやっているところがあるかとか、その状況はどうなのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

知的障害者の方の青年教室を実施しているのは、23 区ですとおおむね半分ぐらいが委託ということです。ただ、この新しい事業につきましては、ほかの自治体とかで行っている青年教室とは内容的に大分異なるところで、ほかには前例がない事業と考えております。

小林委員

単純に文面だけでは比較できないと思うのですが、現状と比較するといずみ教室は午前 10 時から午後 3 時までと結構長い時間やっていて、今回新たな事業に関しては 2 時間でということなのですが、この辺の時間の設定の配慮はどういうふうに計画されたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

新しい事業につきましては、障害者の方をめぐる社会状況の変化を受けて、基本的にはこちらでお示したようなクラブ活動等を学習に特化していることでメニューを組み立てております。

いずみ教室につきましては、スタートした時点から生活技術の向上ですとか、それから生活上での人のつながりの作り方ですとか、そういう生活面の支援がメニューに入ってきて今日までずっと続いておりましたけれども、現在その部分につきましては就労支援事業所ですとか就労移行支援事業所ですとか、それから特別支援教育の中で行われてきていることで、新しい事業のプログラムには盛り込んでいないところで実施時間も短くさせていただいております。

小林委員

先ほどこれに関しては、特にいずみ教室に来ていらっしゃる方々には実際に説明をされたということですが、その反応はいかがだったかちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

皆さんやはり長い間いずみ教室に通っていらっしゃるので、1日ということについては当初ご意見もいただきました。実際に新しい事業をこのような形でとお示しする中で、狙いですとかご理解いただけてきているかと思っています。この事業を考えるに当たって、当初創作コースと表現コースだけをメニューとして考えていくことで保護者の皆さんにもご提案等したところだったのですけれども、保護者の皆さんですとか知的障害者の団体の皆さんから幅としてどうなのかというご意見ですとか、障害の重い方がすぐに参加できないのではないかというご意見もいただいて、健康づくりコースという形で体を動かしていくところをメニューに加え、参加者の選択によりますけれども午前の部に出た後、午後の部にも出るという選択肢を作ったことで保護者の方には納得いただいてご参加いただけると思います。

小林委員

状況はわかりました。やはり特別支援教育の充実とか浸透とか、それを取り巻く状況は大分変わってきていますので、こういう形で新たなニーズに基づいた体制で進めていくのが非常にいいことかなと思います。今後スムーズに移行できるように進めていただきたいのが要望であります。

以上です。

田辺教育長

ご要望ということによろしいですか。

ほかにございますか。

渡邊委員

今回のいずみ教室については、今度新しく開かれる「まなビーバーくらぶ」がその役割を充実した形で再開されるものと私は考えているのですけれども、この点について再度確認という形でお伺いしたいのです。

田中委員が言われたように、今まで2カ所でやっていたところを1カ所でやる形、そして小林委員が言われたように、時間が今までは午前から午後までやっていたのが、今度は午前の部・午後の部になると。それで今までの内容的には一つのプログラムで行われていたものが三つのプログラムに分けられて、それぞれ適応に応じたものについてよりやりやすくなるものと。それで定員に関しても二つのところで約100名であったものが150名と。形としては充実したのか充実していないのか、若干わからない感じはするのです。2カ所が1カ所になると、集約した分いろいろなスタッフの関係とかプログラムとかはやりやすくなったり、より充実したものになるけれども、通うケースに関して若干問題はあるだろうと。ただ、これについては恐らく理解していただけているのではないかなと。年15回ぐらいですから、そういった意味ではいいだろうと思います。

昭和47年なので、約45年前から行われていた事業の見直しが行われることは当然あつてしかるべきだと思います。その中で、内容とか時間だとか場所だとかについて確認なのですけれども、最初の前書きにあったように、関係者や関係団体の皆さんの意見を聞きながら、また専門家の意見を踏まえながらこういったことを検討されたということで、それがこの形になっていると理解してよろしいのですよね。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

この検討をするに当たっては、内部的な検討会ですけれども合同検討会というものも組織していて、そこには区内の知的障害者の方たちの支援にかかわる団体の方とか、保護者の方も参加し、いずみ教室の保護者の方も参加していることでそこでいろいろな意見をいただき、先ほど答弁させていただきましたけれども、こちらで提案したコースも変更させていただいて今の形にしたということでございます。

あと、1カ所にさせていただく点につきましては、やはり親御さんからは家の近くですぐに通えるところというご意見はありましたけれども、新しい事業を通して知的障害者の方の活動がもっと理解され、広がっていくところを受けとめてくださって、今はZERO

ホールでやることをよしとしてくださっていると受けとめています。

渡邊委員

必ずしも 100%全員が賛成してくれるわけではなく、多くの人に同意いただければよいかと思います。また、今回対象者が 18 歳以上の知的障害をお持ちの方という形だったのですけれども、今回のプログラムは愛の手帳を要件としないことだったのです。いずみ教室は愛の手帳を要件としていたのですか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

いずみ教室は、愛の手帳を要件としておりました。

渡邊委員

ということは、今回少し門戸が開いたと考えてよろしいのですか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

現在、発達障害の方たちの支援が社会的にも求められておりますし、知的障害と発達障害を併せ持っている方たちもいらっしゃるところで、今回「等」で発達障害の方たちにも利用いただけるように事業スキームを考えたところです。

渡邊委員

とても素晴らしいことだと思います。それだけ活動に参加できる人がより多くなることは素晴らしいなと思いますけれども、愛の手帳がなかった場合には、エントリーするに当たって何か基準は設けているのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

基本的には申し込みの際の申告を前提として決定していくことで考えております。

渡邊委員

そして、18 歳以上の知的障害をお持ちの方で、この内容の中に 1 番の前書きには、「中野区教育委員の権限に属する事務の執行に関する規則」と書かれているのです。今回教育長の代理の中に、権限に属する事務の補助と書いてあるのです。今までは、簡単に言えば教育委員会がいずみ教室に関しては関係があつたけれども、「まなビーバーくらぶ」については教育委員会から離れると。教育委員会としては何ら権限を持たないものと考えてよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

新しい事業につきましては、区長部局での事業になりますので、補助執行の対象とは考えておりません。

渡邊委員

区長部局の事業としてこれを展開するということですか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

区長部局の生涯学習の担当が所管する事業となります。

渡邊委員

最後ですけれども、これは区が直接的に運営するのか、それともどこかの事業者に投げ
て運営されるものか決まっているのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

別紙4番に記させていただいておりますが、文化・芸術・生涯学習支援業務の経験・実
績があつて、知的障害等に生涯学習支援をする専門的なスキル等を持ったスタッフを配置
できる、そしてコーディネートできる事業者を選んで、そちらに委託して実施することを
考えております。現在、事業者の選定の作業中でございます。

渡邊委員

現在まだ決定はしていないけれども、そういった事業者を今選定し、実施はいつからな
のでしょうか。

健康福祉部副参事(健康スポーツ担当)

今、企画・提案・公募型ということで、企画を提案いただいて選定する方式で事業者を
募集しているところでございます。事業者の選定ができましたら、現在、6月にスタート
を目指して準備しているところでございます。

ただ、今、業者の選定をしている状況ですので、スケジュールとしては事業者が決まっ
たところで再度見直し等も考える必要があるかもしれないとは思っております。

田辺教育長

ほかにごありますか。よろしいですか。

それでは、意見を取りまとめたいと思います。

いずみ教室の廃止につきましては、担当から説明させていただきましたとおり、障害者
を取り巻く社会状況や環境が大きく変化しており、昭和47年という事業の発足当時に比べ
ていずみ教室の参加者や保護者の状況も大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、
来年度から新たに生涯学習事業として一人一人の個性やニーズに応じた支援を行うための
事業が受け皿として確保されておりますので、教育委員会としてもいずみ教室を廃止する
方向については円滑な移行を努力していただくという意見もありましたので、そのことを

踏まえまして同意する考えでまとめていきたいと思っております。

また、事務局より説明をさせていただきましたいずみ教室の廃止に伴う事務処理につきましては、現在、区議会で平成 29 年度予算の審議中でございますので、審議を経た上で速やかに行うこととなりますので、教育長の臨時代理による事務処理の指示をすることにしたと考えています。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

それでは、以上で本協議を終了いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長、委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、事務局から一括してご報告申し上げます。

3月4日に行われました、平成 28 年度中野区教育委員会表彰式でございます。受賞者の一覧をごらんいただきたいと存じます。表彰状を受賞された方が 21 組ございました。多年にわたり、学校教育の伸展に尽力をいただきました校長、園長及び P T A 会長、さらには全国大会に出場されました小学生の方々等でございます。

2 枚目は、同様に区立・私立の小・中学生、高校生の表彰状受賞者でございます。

3 枚目は、団体または全国大会優勝に貢献されたコーチにつきましても今回表彰させていただいたところでございます。

次に、褒状を受賞された方が 20 組ございました。

まず、東京都の大会やコンクールで優秀な成績を収めた方、また全国大会に出場されました小・中学生の皆さんでございます。次に中学生の方々でございます。そして団体で褒状を受賞されたの方々でございます。

それでは、表彰式当日の様子につきまして、写真をごらんいただきたいと存じます。まず 1 枚目は表彰式の開式の様子でございます。2 枚目でございますが、上鷺宮小学校高橋校長の表彰状授与の様子でございます。次に、堀越高等学校、坂本はなさんの表彰状授与

の様子でございます。次に、東京都の一輪車大会で準優勝されましたチェリーメインの方の褒状授与の様子でございます。

次に、賞状授与の後、田中大輔中野区長から祝辞がございました。その様子でございます。その次でございますが、北原ともあき中野区議会議長による祝辞の様子でございます。そして、受賞者を代表いたしまして高橋校長から謝辞がございました。最後でございますが、表彰式出席者全員による全体の記念写真でございます。

なお、本年度の教育委員会表彰者の方々につきましては、3月20日号の区報、また3月下旬には中野区教育委員会ホームページでお名前と写真を掲載する予定となっております。

次に、3月8日でございます。平成28年度の中野区立学校退職校長の感謝状贈呈式で教育長並びに小林委員が出席されたものでございます。本年度は受賞された方、小学校長4名、中学校長4名の計8名でございます。この写真が表彰式全体の様子でございます。場所は区役所で行ったものでございます。次に、感謝状の授与の様子でございます。感謝状授与の後でございますが、区長から祝辞をいただいたところでございます。その後でございますが、各校長からご挨拶をいただいたものでございます。

教育長及び委員活動報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から補足、質問、その他の活動報告がありましたらお願いいたします。

小林委員

こういう新しい会議の設定で、私どももこうやって改めて様子を見ることができて非常にいいなと感想です。退職校長先生方、今年8名ですが皆さんこれからもいろいろな形で中野区の教育のためにご尽力いただけるということでしたので、今後に期待したいと思います。

以上です。

田辺教育長

私から補足させていただきますが、教育委員会表彰式ですけれども、今年は例年になく子どもたちの表彰状、褒状の数が多かったです。意図したわけではないのですけれども、かなり情報をいただきまして、各学校、公立・私立・国立等お呼びかけしたところ推薦をいただいています。

表をごらんいただくように、スポーツとかだけでなく文化芸術、科学とか武道とか、

多岐にわたって頑張る中野区の子どもたちがすごく多いので、列席された来賓の方も子どもたちがとても頑張って表彰状や褒状を受けられたのでよかったとお褒めの言葉をいただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「中野区教育大綱の策定について」の報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、「中野区教育大綱の策定」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

本件につきましては、これまで素案あるいは案でご報告した内容でございましたが、このたびパブリック・コメント手続を経まして、(案)が取れまして策定されたということでございます。

本文は別紙1のとおりでございます。後ほどごらんいただければと存じます。パブリック・コメント手続の実施結果で、2月6日から2月27日まで行われたものでございます。恐れ入りますが、別紙2をごらんいただきたいと存じます。

2に記載のとおり、それぞれ12名の方からご意見等をいただいたところでございます。提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方でまとめてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、同趣旨の意見はにくりにさせていただいてございますので、ご承知おきいただければと思います。

初めに、(1)全般的な事項に関するもので4項目いただきました。ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。子どもたちにあるべき姿を押しつけすぎているのではないかといったご意見がございました。これにつきましては、個人や社会の多様性を理解し、一人一人がそれぞれの個性を伸ばしていく視点で教育大綱につきましては方向性を示しているものであると考えていることでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと存じます。前文に関しまして、8項目にわたってご意見等をいただいたところでございます。主なものでございますが、ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。「人材を世に送り出す」という記載があるわけでございますが、そういった人材育成という考え方はやめて、成長・発達の応援、あるいは人格

形成の条件を整備することに徹すべきではないかといったご意見でございます。

区の考え方でございますけれども、時代の波を捉えまして、適切に対応できる人材を育むことは重要だと考えていること、また、成長・発達の条件整備等につきましては、基本理念の2、同趣旨の内容で記載していると考えているということでございます。

続きまして、3ページでございます。(3)は基本理念について、2項目にわたってご意見をいただいております。13番のご意見でございますが、教育の充実についてはやはり教師のかかわりが重要であるといったご意見でございました。教育大綱におきましても「未来を拓く力を育む教育」で、教育人材の確保育成に努めることで記載しているものでございます。

続きまして、(4)中野の教育がめざす人物像につきまして、6項目にわたってご意見をいただいております。16、17でございます。めざす人物像については多様性を否定し、画一化しかねないのではないかというご意見、また、そういった人物像の設定については行政機関ではなじまないテーマではないかといったご意見、更には修正のご意見などもいただいたところでございます。

これにつきましては、教育大綱におきましては中野区の教育に関する目標や施策の根本となる方針を定めるに当たりまして、まず人に焦点を当てて考えることが重要であると判断したものでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。(5)中野の教育のありかたにつきまして、12項目ほどのご意見をいただいております。4ページの一番下、24番でございますが、社会への帰属意識、規範意識を育むことは区民一人一人が自分でお考えになればよいことではないかといったご意見でございました。大綱の考え方といたしましては、子どもは地域とのかかわりや学校での集団生活を通して、社会におけるルール、人とのかわり方、自制心などを身につけるということで、こうした学びを推進する必要があると考えていることでございます。

続きまして5ページでございますが、29番でございます。確固とした価値観は全員が持てるものか疑問であるといったご意見でございました。大綱の目指すもので、人として生きる上で大切な価値観を身につけることは区の教育の方針として大事であると考えているものでございます。

最後の6ページでございますが、4番でございます。提出されました意見等により変更した箇所はなしでございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

かなり長い時間をかけて私たちが議論したものに対して、区民の方からも 35 項目と多くの意見をいただいて、大変ありがたいなと思いました。

意見をいただいて変更された箇所はないのですけれども、この意見を我々もしっかりと受けとめて、今度これを中野区の教育行政の中で実際に運営していく上で、きちんと考えていかななくてはいけないと強く感じました。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私も感想になるのですけれども、これを作るまでにいろいろと時間をかけまして、何度も書き直しを行いました。これにつきましては、いろいろなご意見の中に中野区の 10 年計画などもあります。その中で教育委員会としては教育ビジョン（第 3 次）との整合性も考えて検討してきたわけで、ご指摘のとおり整合性があるかとか、いろいろなご意見を読んでいくと、ごもつともだという部分が非常にあります。

今回、平成 27 年度からこういった教育大綱を示すという新しいことが行われたわけでして、そこでどういう形で教育大綱を定めるかということから検討し、他区の教育大綱も見つつ中野区でどうなのかと。そして今、本当に問題になっているのは何なのかと一生懸命に考えて、全てを盛り込むことができない中で、どういう気持ちを盛り込むかと行間を読んでもらう形でいろいろと書いてきたと思います。そしてこの教育大綱も定めたらずっとこのままで行くわけではございませんし、見直しの時期が来れば社会状況も変わってからまたもう一度検討し直しますので、今回はこのような形でまとめました。

自分も読み返していてもっと書きたいところもあります。書きすぎているのではないかと、大綱だからもっとスローガンのようにもっと簡潔でもいいのではないかと、いろいろと思っただけですけれども、それなりに一生懸命やってきて、表現の難しさとか、改めて感じていたわけです。そういう意味では、ある程度私たちの気持ちが伝わるようなものになったのではないかなと、感じております。これをもとに、田中委員が言われたように中

野区の教育行政の一つの柱として、今後に役立てていきたいと感じております。

田辺教育長

ありがとうございました。

小林委員

私も両委員と同じような意見で、やはりここへ行くまでにいろいろな意見とか思考があったわけですが、ご意見をいただいた中で15番目に「進取、人間性、公德心、愛は重要なキーワードである」と。これに関しての評価的なものは書かれていないのですが、私はこういう取り方は非常に大事で、今、渡邊委員がおっしゃったような行間を読み取ることですが、あくまで大綱ですからそれをもとにしてどういう施策を打ち出して実践していくかというのは今後教育委員会に問われてくることだと思います。こういうキーワードを大事にしながら、特色のある教育を進めていく必要があるのだなと改めて感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、本報告につきましては終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の2番目、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」の報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

中野区教育委員会におきましては、表紙の下にごございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定、「教育委員会は、毎年、その事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、報告書を作成し、公表しなければならない」と。その点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るといった内容でございます。

これを受けまして、区で実施しております行政評価、この外部評価の点検評価の内容をこれに当てているところでございます。今般、その内容がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。平成28年の外部評価の総評で、初めに今回の外部評価の概要が記載されてございます。14回目を迎えたことで、公募区民委員8名と

学識経験者2名の10名の委員さんでいろいろと審議されたということでございます。

1 ページの一番下の段でございますが、本年度の外部評価につきましては昨年9月から12月まで約4カ月にわたりまして、子ども教育部・教育委員会事務局を含む4部、16分野を対象に実施しました。外部評価委員は10名の委員さんを二つの小委員会に分けて審査したということでございます。

審査の具体的な方法ですけれども、各小委員会ごとに区が提出しました評価資料に基づいて、それを見まして各分野へ質問票を事前に送り、その解答をもとに審査しました。2ページに入っておりますが、その際には担当係長による事業説明会、さらには部長及び副参事による公開ヒアリングなども行い、計3回にわたり各現場から聞き取りを行って審議をしたということで、最終的な外部評価を行ったということでございます。

2 ページの「2 外部評価結果の講評」でございます。(1)は評価結果全般についてでございます。一つ目の丸ですけれども、全般的には各部署において業務に真摯に取り組んでいるものと評価するということでしたが、三つ目の丸では、各分野の評価では今回はこれまでと違って、評価項目に該当するか否かを一つ一つチェックする方式が取られてまして、外部評価と内部評価の採点にあまり差異が生じないこともあったということでございます。

また、最後の丸では、目標達成できなかったことなど、要因分析が不十分であると感じる場面もあったということございました。

3 ページでございますけれども、中ほど、(2)では指標及び目標値についての指摘、ご意見でございます。二つ目の丸でございますけれども、分野や施策の目標・指標には、業務内容を反映させ、何に取り組むか、何を努力するかが具体的に見える指標を設定することが重要であるといったご指摘ございました。

4 ページでございますが、二つ目の丸では、当該年度の努力や工夫で達成できる現実的な目標値を設定すべきではないかといったご指摘もあったものでございます。この点については、指標・目標の設定に関しての全庁的な基本方針を示すこともよいのではないかとといったご指摘もありました。

4 ページ下段の(3)、事業・取り組みの有効性・適正性でございます。一つ目の丸でございますけれども、財政健全化に努力されたことについては評価したいといったご意見ございました。

次に、5 ページでは下段でございますが、(4)では事業・取り組みの効率性についてで

ございます。一つ目の丸でございますが、事務上の無駄がないか検証し、アウトソーシング、ICTの活用等についてはさらに検討してほしいといったご意見でございます。

また、6ページでございますがその他で、施策の予算、人員配置については分散している面もあるのでコストが見えにくくなっているのではないかとといったご指摘もございました。

6ページの「3 今後の課題等」で大きく3点ほど掲げられております。第1は、内部評価の項目と外部評価の項目が同じというのは無理があるのではないかとといった内容でございます。外部評価委員会で評価するにふさわしい項目を再度検討してはどうかといった課題提起がなされております。

二つ目は、政策の論理構造の可視化も必要ではないかとといったご指摘でございます。目的と手段の観点から、行政評価をすることは重要であることから、所管部が作成した評価票や質疑応答などからそれを読み取ることは困難であったといった意見などもございました。

次に、7ページでございますが、三つ目の課題で、外部評価の指摘が行政内部においてどのように検討され改善へ結びついたのか、見える形で示されることが必要ではないかといったことが課題と指摘されているものでございます。

8ページでございますが、今回の評価の基準でそれを説明している内容でございます。2-1は「部の評価基準」でございますが、一番下のところ「分野の評価基準」、今回どのような評価基準に基づいて評価されたのかでございます。①目標達成度でございます。9ページに内容が記載されてございますが5項目ございまして、分野が掲げた指標の達成度が9割、あるいは8割以上で、過去3年間も含めて点数化されます。例えば、この5項目全てクリアしていると5点になります。これが一つですと1点でございます。そういう意味では、10点満点のうち5点が目標達成度に配分されていることでは、8割、9割という目標達成度が問われた今回の点数配分になってございます。

②は「指標・目標値の妥当性、事業・取組みの有効性・適正性、事業・取組みの効率性」で20項目ございます。それぞれ指標の妥当性でございますが以下のとおりの内容で、これに該当しておりますとチェックされまして、20項目中何箇所チェックされたかが10ページ一番下でございますが、20カ所全部チェックされますと評価が5点、8割以上だと4点、10項目から16項目だと3点という配分になってございます。こういった内容で今回の配点は行われました。今年度の配点は新たな配点で、これまでと違った内容となっていると

ころでございます。

13 ページが先ほど申しました外部評価委員の 10 名の方の構成でございます。公募の区民の方、また学識経験者の方になってございます。

15 ページ以降が実際に評価をされた内容でございます、17 ページをごらんいただきたいと存じます。子ども教育部・教育委員会事務局の評価結果ということで、全体的には部単位での評価の内容となつてございますけれども、表の一番上をごらんください、5.5 点の判断理由でございます。教育等について全般的に適切に着実に取り組んでいると。ただし、成果指標の達成度は高いとはいえない状況があり、そういった要因分析が必要ではないかといったご指摘。

さらには、外部評価が特に指摘すべきとした事項で 3 点ほどございます。いじめの解消や不登校の減少など、今後もしっかりと継続してほしい。2 点目は、目標値の設定には明確な根拠を持ってほしい。更には学校支援等のボランティアを増やすための施策を進めてほしいといったものでございます。

最後に、表の下では各分野ごとの評価点でございます。子ども教育部、学校教育部でございますけれども、以下のような点数でございます。

また、18 ページ以降でございますが、実際にこの評価票をもとに今回の審査がされたということでございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

今、説明を受けたわけですがけれども、時間をかけて丹念に監査していただいて、17 ページの評価点を見ると、例えば子ども教育経営分野とか学校教育分野が 4.0 で、4.0 が必ずしも成果が上がっていないという評価なのです。いろいろと受けとめなければいけない部分はあると思いますけれども、ただ、この教育委員会で事務局からいろいろな説明を受けている議論を伺っていたり、あるいは私たちが現場に出て学校で先生方のいろいろな取り組みを見ていると、どうしてこういう評価になってしまったのかなど。どの辺がこういう評価につながったところなのでしょう。現場とか事務局がいろいろと取り組んでいる中で、4.0 という個人的に違和感が強いのですけれども。

副参事(子ども教育経営担当)

今回の配点についてですけれども、先ほど申しました、目標達成度が10点満点のうち5点配点されてございます。9ページの一番上の表ですけれども、90%以上、80%程度で、そういう意味ではかなり厳しく設定されてございます。それに対しまして、例えば18ページですけれども、子ども教育経営分野の主要指標で上に書いてございます平成27年度の目標、例えば『学校は一人ひとりの児童・生徒のよさや可能性を伸ばす教育活動を行っている』という設問に『十分』または『まあ十分』と回答している保護者の割合」で、これまでの経過のパーセンテージが載っているのですけれども、目標値を100%と設定してございます。そうしますと、達成度になると小学校では7割弱、また中学校では6割強という結果になります。

更に24ページは、学校教育分野の内容でございます。同じように100%という非常に高い設定をしていることで、8割、9割を超えるのは非常に難しくなることがございます。これについては、今回の外部委員さんのコメントの中にもありましたけれども、当該年度の努力や工夫によって達成できる現実的な目標値を設定することも必要ではないかといったご指摘をいただいておりますので、今後こういったことも踏まえて目標値につきましては再検討が必要かなと考えているものでございます。

田中委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。現場で皆さんがいろいろと頑張っていることが、評価へ結びついていないのかなという気がするものですから、よろしくお願ひします。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今、田中委員が言われましたように、点数について私自身違和感を感じます。もう少し細かく見ていくと、まず評価のあり方。今、何らかのことをやって医療においてもそうですし、こういう行政においても第三者評価とか外部評価という形、内部評価だけではなく、ある者から客観的に評価を受けるというやり方についてはあまり不満はなく、内部評価よりも外部でしっかりと見ていただいて評価していただくことは決してやぶさかではないのです。

ただ、医療とか教育というものを何パーセント達成できましたかという表現が若干間違っているのではないかと。テストの点はいいです。皆さん80点取りましよう、80点取りました、79点でした、1点足りません、目標達成しませんと。それはよろしいですけれども、

いい子に育てましょうといったらどこがいい子なのでしょう。それは教育の現場には基本的に合わないのではないかと。いじめの件数を減らしましょう。いじめは100%あってはならんという目標を立てて現場に挑んでいるわけですがけれども、現実的には8割ぐらいと達成できていない。73%だったら達成できていないから、5点評価でいえば1点だと。そして今度事務局で25年度、26年度、27年度を見て大体73%ぐらい達成できているから、来年は75%の目標値にしておこうと。そうしたら達成率98%です。そうしたら5点もらえるのかと。それが本当に教育なのかということはやはり考えなければいけないことで、教育委員があまり批判的になっていいのかどうかは疑問に思うのですけれども、私たちとしてはその辺りのスタンスは、こういった議事録を読んでいただいたりとか、傍聴している方が発信していただいたりしていただかないと、おとし、さきおとしの達成率に極めて近い目標値をそこに置いたら、全ていい点数になってしまう。それが果たして行政評価として正しい評価なのかは考えていただきたいと思っております。私たちとしても一生懸命やってきましたし、下手すると10点満点で4点で、中野区の教育は怠けていたのかみたいな表現になってしまうことが、どうしても違和感を感じざるを得ません。

こういう評価であれば、結果は当然結果として真摯に受けとめますけれども、その辺りはいろいろと教育にかかわる人たちの中でしっかりと理解していただいて、伝えていただきたいなと思います。こういった結果がひとり歩きすることで、中野区の教育はなっていないらしいぞみたいなことになると、とんでもない話になりますので、こういったものの取り扱い、特に数字とかは気をつけていただかないと。予算を幾ら立てて予算の執行率が何パーセントとか、教育の達成率はそういう問題ではないので。その辺りが教育者の方はわかっているのだと思いますけれども、教育者以外の中でも誤解が生じないような表現を用いて表していただきたいと感じております。

ですからこの評価は、受けとめなければいけない部分もコメントの中に当然ありますが、果たして理想的目標を立ててはいけないのかということについて、今後私たちとしても検討しなくてはいけないのかもしれないです。いじめは80%なくなればいいと、本当に皆さんそうなのでしょう。目標値8割の人がよければよしとするのかということ、考えていただきたいなと思っております。逆に言うと、ゼロを目指そうといっている中野区はすばらしいのではないのかと、そういう表現もあっていいのではないかなと感じております。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

私も今、田中委員、渡邊委員が言われた内容とかなり被る部分があると思うのですが、こうした評価をやって結果が出ましたので、それに関しては真摯に受けとめて、改善をどう果たしていくかという前向きな姿勢は当然必要だと思いますし、今後に活かしていくべきだと思うのですが、一方こうした数値がひとり歩きして区民に公表されて、教育に対しての、または学校に対してのイメージがマイナスになってしまうとしたら、これは少し考えていかなければいけないことかなと思います。

こうした評価の限界はどうしてもあると思います。先ほどご説明いただいたように、18ページの指標の中に「学校は、一人ひとりの児童・生徒のよさや可能性を伸ばす教育活動を行っている」という設問に対しての保護者の割合は結構重いというか、大事な視点だと思うのです。この目標を100とするのは、いいと思うのですが、様々な考え方がありわけですので、現実に100になるかといったらまずならないと。ですから、そういう点ではこれだけの数値を維持していることであれば、私としてはかなり評価が高いわけですが、実際にこの行政評価の評価基準からすると低くなってしまいます。

例えばこの項目と20ページ、地域での夜の教育委員会の傍聴者、きょうも傍聴者の方が見えていますけれども、傍聴者の人数がどうかということに関してと。もちろん傍聴も非常に大事なことですし、そういう意味では指標に入れることは適切だと思うのですけれども、ステージの上での違いがあると思うのです。ですからある意味では、私はこの評価のシステムの中身は、細かい部分はわかりませんが、例えばこの評価をする方々が実際に学校に足を運んでとか、教育委員会の職場に来て仕事の実態をどれだけ把握して評価しているか。例えば学校で第三者評価をやるのであれば、評価の方々は恐らく授業を見たり学校行事に参加したり、様々なことをやって学校の状況を評価すると思うのです。

ただ、もし仮にこの数値だけで評価をしているのであれば、これはいかなものかなということと言わざるを得ないというか、そういったものも斟酌して、こういう評価があるのですよということを捉えなければいけないと思うのです。ですから、私はこの評価を全面的に否定するわけではないのですけれども、やはり評価の限界がありますので、そういった見方も必要かなと。これは決して教育委員会の自己弁護ではなくて、そういう実態を明らかにしておく必要があると思うのです。

冒頭、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で毎年やるのですよということで、区の行政評価に乗っかっているのですけれども、将来的には場合によっては独自にそういっ

た教育委員会に対する第三者評価的なもので改善につながる評価のシステムを構築したらどうかと思います。忙殺されている職員の方々にも本当に申しわけないという思いもありますし、そうは言うものの、ここにある幾つかのことに關しては大いに今後に活かしていくという前向きな姿勢は忘れないでということだと思っておりますけれども、この評価に關しての見方はいろいろと考えていきたいなと思っております。

以上です。

田辺教育長

出されたこの外部評価の結果を、私たちもどう受けとめいいかで委員の方からもいろいろとご意見をいただいたのですけれども、全庁的に評価を受けるわけです。私が言うのも何ですけれども、プレゼンテーションとか説明の仕方で幾つかご意見ありましたけれども、きちんと目標がどういう意図で設定されているとか、達成するためにどういう努力をしているかについて、私たちの説明も不十分だったのかなと思っております。

教育委員会で様々な議論をしていただいて施策を運営しているわけですけれども、事務局としてはそのことを適正に評価していただく努力もしていかなければいけないなと感じました。受けとめさせていたいただきたいと思っております。

ほかにございますか。

渡邊委員

評価をする側に立つと、この基準の表で丸をつけなさいと言われると何パーセントだったら1とか、ロジックとして丸をつけざるを得ない形での評価なのですけれども、おおむねできているとか、十二分に評価できるとか、どうしても数字に合わない部分はあるわけですので、健康であるとか健康でないと同じように、評価のあり方を検討していただき、また、逆にこちらからも意見として果たして全ての分野で同じような評価方法で評価していいものかを、もし言える機会があればぜひ言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

田辺教育長

ありがとうございます。受けとめさせていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告につきましては終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目、「中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について」の報告をお願いします。

副参事(子ども教育施設担当)

それでは、「中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について」、ご報告させていただきます。

この計画につきましては、先週いろいろと協議の場でご意見をいただきました。今日のご報告につきましては、協議を踏まえどのような修正をしたかを中心にご報告させていただきます。

まず、1枚目のかがみの部分につきましては特に変更はございません。これを踏まえて、来週の子ども文教委員会に報告することです。

それでは、整備計画でございますが、まず3ページでございます。修正した部分につきまして網かけしてございますが、(3)中野区の学校施設等の特色で、学校間連携の推進の部分につきまして当初は「推進していきます」という表現でしたが、さらにもう少しはっきりと方向性を示してはいかがかというご意見でしたので、ここにつきまして「更なる推進を図っていきます」という表現に改めさせていただきました。

また、②多様な人材の活用の部分につきましては、学校支援ボランティアについての記載の部分をこのように「各学校で活躍している地域人材や大学との連携による『学校支援ボランティア』などを発展充実させ、教育の充実を図っていきます」という表現に変えさせていただきます。

それからまたページが少し飛びますが、5ページでございます。4のこれからの学校施設整備という部分で、(1)学校施設整備の基本的な考え方の①の部分でございます。「多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備」の部分で、「多様な学習形態」の次に「教育活動」という表現を更に加えさせていただいたことと、それから真ん中で「こうした観点から」の部分でございますが、新しい動きをそこに書き込んでおりますけれども、やはりICT教育もございますので真ん中に「タブレット端末等のICT機器を効果的に活用する施設整備等」という文言を加えさせていただきます。

それから、ページの下の方でございますが、④の快適で安全かつ安心な施設環境の確保、ここは当初、環境教育だけを記載してございましたが、やはり健康教育の必要性も指摘がありましたので、「健康教育等も」という文言を加えさせていただきます。

主な加筆、修正した箇所は以上でございます。この形で最終的に進んでいきたいと思っております。

報告は以上でございます。

田辺教育長

これにつきましては、何度もご協議をいただいておりますが、最終的にご意見を踏まえてこういう形でまとめさせていただいています。

ご質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

今、報告いただいて内容について僕はこれでいいと思います。

ちょっと一つ確認というか教えていただきたいのですけれども、標準仕様のところで「キッズ・プラザ等の整備」でキッズ・プラザが今度新しい学校設備として標準になるわけですが、そのキッズ・プラザで行う事業は、学童クラブと放課後子ども教室と子育てひろばの三つになるのでしょうか。

副参事(子ども教育施設担当)

はい、そのとおりでございます。

田中委員

そうすると、それを全部一つの部屋というか大きなスペースでやるようなイメージでしょうか。

副参事(子ども教育施設担当)

11 ページの上のほうに記載してございますが、これは普通教室を基準として大体このくらいのコマ数でということと、それから右側が部屋の数でございます。ですので、キッズ・プラザと放課後の活動室としては2部屋、それから学童クラブが1部屋、それから子育てひろば等が1部屋、あとはそのスタッフの事務室等といった基準を設けてございます。

田中委員

一つのところでこういった事業が展開されるのはいいことだと思うので、ぜひ設備面でも充実を図っていただければと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

この中で、先ほど新たに、この前もちょっとお話した「一足制の導入」が入っているわけですが、これを速やかに実現するとスペース的にゆとりが出てくると思うのです。10 ページ以降の構成に関して、今から細かく変えてほしいということではないのですが、運用として例えばこの前もお話したようなバックヤード的な空間とか、それから職員の休

憩室といった部分、それから校長室が応接機能を含むとなっているのですが、多くの地域ではこの場合には校長室は1.0。これは0.5で応接を含めていますが。これは比較にはならないですが、例えばアメリカンスクールなどを見ると、校長室にはシャワールームがついていたりする。それは異次元の話なのでそうしなさいということではないのですが、要するに非常に空間を大事にしているのです。そこで徹底的にしっかりと職務をこなさいよという表れだと思えるのです。ですからアメリカンスクールがどうこうではなくて、応接スペースは場合によっては相談室的にもいろいろと運用できたりしますので、何かそういうスペースを運用の中でぜひお考えいただいて、管理者室にゆとりを持たせることによって教育活動の本当の意味で子どもに還元できるものだと思いますので、ぜひお考えいただきたいと思えます。

それから、この前もお話したと思うのですが天井の高さとか、これも非常に大事なことだと思いますので、ぜひそういった点もお考え合わせいただければありがたいと思えます。

以上です。

田辺教育長

受けとめさせていただきたいと思っておりますが、これはあくまでも標準仕様ですので、またそれぞれ進行中の統合新校などの基本構想や基本設計でいろいろとご意見をいただければと思っておりますし、その中で今いただいたご意見も生かしていきたいと思っております。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

事務局報告の4番目、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づきまして、区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に規定する、平成27年度の管理及び執行状況についてご報告いたします。2ページをごらんください。

概要についてご報告します。まず1番、区立幼稚園に関する事務といたしまして、(1)幼稚園教育職員の初任者研修がございます。平成27年度は幼稚園教育職員の初任者研修対象者は1名でございまして、年間3回の集合研修や宿泊研修、園内研修を実施いたしまし

た。

(2)は該当がございません。

続きまして、3ページをごらんください。2番、こちらは東京都教育委員会が任命する職員の、小中学校における事務でございます。まず(1)といたしまして、区立小中学校に置かれる主任等の任命でございます。(1)から(6)にあります六つの主任について、講習ごとに人数を示させていただきました。4ページ目をごらんください。

(2)といたしまして、こちらは養護教諭や学校栄養職員及び事務員の臨時的任用に関する内容でございます。資料に示させていただきました件数と日数が発生いたしまして、そのように執行いたしました。

(3)は教員の初任者研修の実施に関することでございます。こちらは33名の対象者に年間10回の集合研修や課題別研修、校内研修、宿泊研修を実施いたしました。

続いて(4)でございます。5ページ目をごらんください。こちらは10年経験者研修の実施に関することでございます。対象者は33名おりまして、年間10回の集合研修や校内での研修などを実施いたしました。

続きまして、6ページ目の(5)でございます。こちらは新規採用教員ということで、養護教諭の研修でございます。養護教諭、新規採用1名に対しまして年間3回の集合研修や、東京都教育委員会が実施する集合研修、夏季集中研修を実施いたしました。

(6)は新任教務主任研修や主幹研修に関することでございます。年間3回実施いたしまして、65名の対象者が研修を受けたこととなります。

(7)は該当がございませんでした。

次のページでございますが、(8)は区立小中学校の宿泊研修に行う内容で、小学校5、6年生及び中学校1、2、3学年で実施いたしました。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。

小林委員

本件と直接かかわりではないのですが、最後に宿泊を伴う行事がありますけれども、これは児童・生徒を対象としたものだと思うのです。この中には初任者研修、教員が対象でこうやって実施しましたと。そういう中に宿泊の研修だとか、そういうものもあると思うのですが、かつては各主任ごとの宿泊の研修がありまして、これは全国的に予算とのかか

わりの中で、宿泊を伴う研修はどんどん減らされてきています。東京都も教育研究員というシステムでいつときそういうものをなくしたのですが、やはり教員研修には極めて有効であることでまた復活している状況だと思うのです。

教員の勤務の特性とかいろいろ考えたときに、私はこういう宿泊を伴う研修は非常に有効ではないかなと思っているのです。ですから本件とは直接関連はないのですが、これは予算とのかかわりがありますのでなかなか難しいことは十分承知しているのですが、ぜひいろいろな機会にそういうことも視野に入れていただければありがたいと思います。これは要望です。

以上です。

田辺教育長

ご要望として承らせていただきます。

ほかにご意見、ご発言よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

そのほかに事務局から報告事項はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

口頭の報告でございますが、タブレット端末には資料を掲載してございます。

「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について」で、これまで数回にわたりまして考え方についてご報告したところでございます。

このたび、具体的な対応要領として定めましたので、口頭にてご報告させていただきます。今後、これをもって職員に周知等を行ってまいります。

以上でございます。

田辺教育長

内容は以前ご説明した内容のとおりでございます。

これにつきまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

田中委員

この場で何回か議論したことを経て、これで決まったという報告として受けとめていいのですか。

副参事(子ども教育経営担当)

委員ご指摘のとおりでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

それでは、最後に事務局から次回の開催について報告願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次回定例会は、4月7日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上です。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第9回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前11時38分閉会